

川崎都市計画道路の変更（川崎市決定）

都市計画道路中3・3・10号宮内新横浜線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形式	車の線数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・10	宮内新横浜線	川崎市中原区宮内1丁目（東京都界）	川崎市高津区蟹ヶ谷字鎗ヶ崎（横浜市界）	川崎市中原区新城町	約4,560m	地表式	4車線	22m	J R南武線と立体交差 J R武蔵野南線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 別紙理由書による

理 由 書

川崎都市計画道路の変更（3・3・10号 宮内新横浜線の変更）

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、都市における人や自動車交通などの円滑な移動を確保するとともに、都市の将来像を方向付け、市街地環境の形成に大きな影響を与える根幹的な都市施設です。

本市の新総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」では、交通体系整備の取り組みの一つとして、首都圏における拠点都市としての本市の位置づけや役割を踏まえ、都市構造の構築やそれを支える基幹的な交通網の強化を通して広域的なひと・もの・情報の交流や連携を促進し、都市の魅力や活力の向上を図ることとしております。また、幹線道路網整備の方向性として、市内交通の円滑化や市民の利便性向上を図るための路線については、事業の重点化による効率的かつ円滑な整備により、都市の魅力や活力を向上させるとともに安全で快適な市民生活の確保を図ることとしております。

本案は、東京都、川崎市、横浜市を結ぶ広域的な道路ネットワークの形成による都市間の交流や連携の強化、市域の交通利便性向上、周辺の橋梁や幹線道路の混雑緩和等を目的として、橋梁により東京都と接続するために区域を東京都界まで延伸するものです。

また、事業化に向けた詳細検討を行った結果、主要地方道幸多摩線との交差点付近に高低差が生じるため、隣接地との接道、交通を確保するため副道を設けるとともに、都市計画道路鹿島田菅線との交差点付近の線形を変更することにより一部区域の変更をするほか、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第331号）の施行に伴い、車線の数を定める等の変更を行うものです。

新旧対照表

新旧別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形	造式	車線の数	幅員	
新	3・3・10	宮内新横浜線	川崎市中原区宮内1丁目(東京都界)	川崎市高津区蟹ヶ谷字鎗ヶ崎(横浜市界)	川崎市中原区新城町	約4,560m	地表式		4車線	22m	J R南武線と立体交差 J R武蔵野南線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所
旧	3・3・10	宮内新横浜線	川崎市中原区宮内字上河原耕地	川崎市高津区蟹ヶ谷字鎗ヶ崎(横浜市界)	川崎市中原区新城	約4,300m	地表式		二	22m	国鉄南武線と立体交差 国鉄武蔵野南線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所